

佐賀県告示第 320 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 3 月 28 日から平成 29 年 4 月 27 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 唐津呼子線	唐津市鎮西町岩野字榎田 372 番 2 地先から 唐津市鎮西町岩野字榎田 375 番 1 地先まで	平成 29 . 3 . 28
県道 巖木富士線	唐津市巖木町天川字野ノ平 915 番 9 地先から 唐津市巖木町天川字野ノ平 903 番 31 地先まで	〃
県道 相知山内線	唐津市相知町相知字畑田 3008 番地先から 唐津市相知町相知字畑田 2990 番 1 地先まで	〃
	唐津市相知町佐里字谷口 1696 番 1 地先から 唐津市相知町佐里字青幡鶴 1033 番 1 地先まで	〃
	唐津市相知町佐里字佛谷 1106 番 13 地先から 唐津市相知町佐里字白岩 990 番 1 地先まで	〃
県道 肥前呼子線	東松浦郡玄海町大字有浦下字竹ノ下 3742 番 1 地先から 東松浦郡玄海町大字有浦下字中田 3698 番 72 地先まで	〃
	唐津市鎮西町石室字荒河内 1590 番 5 地先から 唐津市鎮西町打上字長ヲサ 3673 番 2 地先まで	〃